

別紙6

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

改 正 前	改 正 後
<p>第一 (略)</p> <p>第二 人員に関する基準（基準省令第二条）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 栄養士</p> <p>基準省令第二条第一項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（<u>栄養改善法第九条第一項</u>に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 食事の提供（基準省令第十四条）</p> <p>(1) 食事の提供について</p> <p><u>入所者の身体の状態・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。</u> (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>13～32 (略)</p> <p>第五・第六 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 人員に関する基準（基準省令第二条）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 栄養士</p> <p>基準省令第二条第一項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（<u>健康増進法第十九条</u>に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 食事の提供（基準省令第十四条）</p> <p>(1) 食事の提供について</p> <p><u>入所者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>18～32 (略)</p> <p>第五・第六 (略)</p>